

現行保険料と改正保険料の対比表

○現行（介護保険法施行令第38条に規定する段階区分）

区 分	段 階	基準額との比率	対 象 者	現行保険料 ①
第1号に掲げる者	第1段階	0.5 (0.3)	生活保護受給者あるいは市民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者、または市民税非課税世帯の課税年金収入額と合計所得金額(公的年金等の所得を除く)の合計が80万円以下の者	36,800円 (22,100円)
第2号に掲げる者	第2段階	0.75 (0.5)	市民税非課税世帯で課税年金収入額と合計所得金額(公的年金等の所得を除く)の合計が80万円を超え120万円以下の者	55,200円 (36,800円)
第3号に掲げる者	第3段階	0.75 (0.7)	市民税非課税世帯で課税年金収入額と合計所得金額(公的年金等の所得を除く)の合計が120万円超えの者	55,200円 (51,500円)
第4号に掲げる者	第4段階	0.9	市民税課税世帯の本人が市民税非課税者で課税年金収入額と合計所得金額(公的年金等の所得を除く)の合計が80万円以下の者	66,200円
第5号に掲げる者	第5段階	1.0 【基準】	市民税課税世帯の本人が市民税非課税者で第4段階対象外の者	73,600円
第6号に掲げる者	第6段階	1.2	本人が市民税課税者で合計所得金額が120万円未満の者	88,300円
第7号に掲げる者	第7段階	1.3	本人が市民税課税者で合計所得金額が120万円以上210万円未満の者	95,700円
第8号に掲げる者	第8段階	1.5	本人が市民税課税者で合計所得金額が210万円以上320万円未満の者	110,400円
第9号に掲げる者	第9段階	1.7	本人が市民税課税者で合計所得金額が320万円以上の者	125,100円

※()書は、公費による低所得者の保険料軽減強化後の比率・保険料額

○改正後（介護保険法施行令第38条に規定する段階区分）

区 分	段 階	基準額との比率	対 象 者	改正後の 保険料 ②
第1号に掲げる者	第1段階	<u>0.455</u> (<u>0.285</u>)	生活保護受給者あるいは市民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者、または市民税非課税世帯の課税年金収入額と合計所得金額(公的年金等の所得を除く)の合計が80万円以下の者	<u>33,500円</u> (<u>21,000円</u>)
第2号に掲げる者	第2段階	<u>0.685</u> (<u>0.485</u>)	市民税非課税世帯で課税年金収入額と合計所得金額(公的年金等の所得を除く)の合計が80万円を超え120万円以下の者	<u>50,400円</u> (<u>35,700円</u>)
第3号に掲げる者	第3段階	<u>0.69</u> (<u>0.685</u>)	市民税非課税世帯で課税年金収入額と合計所得金額(公的年金等の所得を除く)の合計が120万円超えの者	<u>50,800円</u> (<u>50,400円</u>)
第4号に掲げる者	第4段階	0.9	市民税課税世帯の本人が市民税非課税者で課税年金収入額と合計所得金額(公的年金等の所得を除く)の合計が80万円以下の者	66,200円
第5号に掲げる者	第5段階	1.0 【基準】	市民税課税世帯の本人が市民税非課税者で第4段階対象外の者	73,600円
第6号に掲げる者	第6段階	1.2	本人が市民税課税者で合計所得金額が120万円未満の者	88,300円
第7号に掲げる者	第7段階	1.3	本人が市民税課税者で合計所得金額が120万円以上210万円未満の者	95,700円
第8号に掲げる者	第8段階	1.5	本人が市民税課税者で合計所得金額が210万円以上320万円未満の者	110,400円
第9号に掲げる者	第9段階	1.7	本人が市民税課税者で合計所得金額が320万円以上420万円未満の者	125,100円
第10号に掲げる者	第10段階	<u>1.9</u>	本人が市民税課税者で合計所得金額が420万円以上520万円未満の者	<u>139,800円</u>
第11号に掲げる者	第11段階	<u>2.1</u>	本人が市民税課税者で合計所得金額が520万円以上620万円未満の者	<u>154,600円</u>
第12号に掲げる者	第12段階	<u>2.3</u>	本人が市民税課税者で合計所得金額が620万円以上720万円未満の者	<u>169,300円</u>
第13号に掲げる者	第13段階	<u>2.4</u>	本人が市民税課税者で合計所得金額が720万円以上の者	<u>176,600円</u>

新設された段階区分
(高所得者層の多段階化)

